

用賀小学校 P T A 規約

第1章 名称・事務所

第1条 この会は、用賀小学校 P T A と称し、事務所を世田谷区立用賀小学校（東京都世田谷区上用賀 6-1 4-1、（以下「本校」という。））に置く。

第2章 目的

第2条 この会は、次の目的を目指す。

- （1）本校に在籍する児童の心身の健全な育成と、幸福の増進をはかる。
- （2）学校と家庭とで密接な連絡をとり、本校の教育目標の達成につとめる。
- （3）学校、家庭、地域社会の教育環境の向上をはかる。
- （4）会員相互の親睦を深め、相互に学びあう。

第3章 方針

第3条 この会は、次の方針にしたがって、自主的、民主的に運営する。

- （1）会員が、互いに話し合い励まし合って、温かい人間関係をつくるように努める。
- （2）特定の政治家、政党、宗教および思想に偏らず、また、営利的行為は行わない。
- （3）他のいかなる団体、機関などの支配や干渉を受けない。
- （4）本校の管理や人事に干渉しない。

第4章 活動

第4条 この会は、第2条に掲げる目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）教育環境の整備充実に関すること
- （2）児童の校外生活指導に関すること
- （3）児童の学習生活の充実および保健厚生に関すること
- （4）保護者及び教職員相互の研修と親睦に関すること
- （5）その他、この会の目的を達成するために必要な活動

第5章 会員

第5条 この会は、この会の目的に賛同して入会した次の者を会員とする。

- （1）保護者（ただし、保護者の会員たる資格は、各家庭に1つとする。）
- （2）教職員

2 会員はすべて平等に権利をもち、この会が定める目的に対して平等に責任を有する。

第6条 この会に入会しようとする保護者または教職員は、この会に入会を届け出るものとする。

2 前項の届出は、細則に定める方法による。

第7条 会員は、この会に退会を届け出ることにより、いつでも退会することができる。

2 前項の届出は、細則に定める方法による。

3 会員は、次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 保護者の会員の家庭から本校に在籍する児童がいなくなったとき

(2) 教職員の会員が本校に勤務しなくなったとき

第6章 会 計

第8条 この会は、年会費およびその他の収入によって運営する。

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第7章 会 費

第10条 この会の年会費は、年度ごとに適正な金額を会長が提案し、総会で決定する。

2 年会費に関する事項は細則に定める。

第8章 役員および会計監査

第11条 この会に次の役員および会計監査を置く。

(1) 会長 1名 (保護者)

(2) 副会長 4名以上 (保護者3名以上 教職員1名)

(3) 書記 3名以上 (保護者2名以上 教職員1名)

(4) 会計 3名以上 (保護者2名以上 教職員1名)

(5) 研修 3名以上 (保護者2名以上 教職員1名)

(6) 会計監査 2名以上 (保護者)

第12条 この会の役員および会計監査（以下「役員等」という。）の選出は、細則に定める方法による。

2 役員等の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。役員等は、その任期中はもとより、その任期後も、新たに選出された役員等への引継ぎを誠実に行うものとする。

3 役員等の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、同一役職に留任する場合は2年を限度とする。

4 退会その他やむを得ない事由により会長が欠けたときは、新会長が選任されるまでの間、副会長が会長の職務を代行する。

5 退会その他やむを得ない事由により役員等が欠けたときは、役員会が保護者の会員の中から候補者を選出し、運営委員会の承認を受けて欠員を補充することができる。補充された役員等の任期は前任者の残任期間とする。

- 第13条 役員等の任務は、次のとおりとする。
- (1) 会長 この会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長 会長を補佐し、会長不在のときはその任務を代行する。
なお、必要に応じ目的を明示した特別担当副会長を置くことができる。
 - (3) 書記 この会の議事等を記録し、通信、その他の書類の保管等庶務を行う。
 - (4) 会計 この会の会計事務を処理する。
 - (5) 研修 保護者と職員との意見交換・学びの場に関する企画・運営を行う。
 - (6) 会計監査 この会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第14条 役員等は、他の役職ならびに常置委員会の委員を兼任することができない。ただし運営委員会の承認を受けて、特別委員会の委員を兼任することができる。

第9章 総会

- 第15条 総会は、この会の最高意思決定機関である。
- 2 総会は、全会員でこれを構成する。
 - 3 総会の議長は、運営委員会での推薦により、総会で承認する。
 - 4 総会は、次のとおりとする。
 - (1) 定期総会
 - (2) 臨時総会
 - 5 総会は、いずれも会長が招集する。
- 第16条 定期総会は、年度始めと年度末に開催し、次のことがらについて審議し、議決する。
- (1) 前年度の活動報告および決算報告の承認
 - (2) 新年度の活動計画および予算案の承認
 - (3) 役員等の承認
 - (4) 規約改正、年会費、その他この会の運営上重要と認められる事項
- 第17条 臨時総会は、会長または運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。
- 第18条 総会の定足数は全会員の5分の1（有効な委任状を提出したものを含む。）とする。
- 2 総会の議決は、出席会員の過半数とする。
 - 3 規約改正および年会費に関する事項についての議決は、前項の規定にかかわらず、出席会員の3分の2以上とする。
 - 4 年会費に関する事項については、前項の総会の議決により細則に定める。

第10章 運営委員会

- 第19条 運営委員会は、この会の最高執行機関である。
- 2 運営委員会は、全役員、学級代表委員、各常置委員会の正副委員長でこれを構成する。

- 3 運営委員会の議長は、副会長のうち1名があたる。
- 4 運営委員会は、会長が招集する。
- 5 校長は、随時運営委員会に出席して意見を述べることができる。
- 6 会長が必要と認めるときは、非構成員を運営委員会に出席させることができる。

第20条 運営委員会は、役員会が必要と認めるときに開催することができる。

第21条 運営委員会は、次のことがらについて審議し、議決する。

- (1) 本会の活動および運営に関すること
- (2) 総会に提出する議案（活動計画案・予算案等）
- (3) 常置委員会・特別委員会によって立案された事業計画
- (4) 細則制定、改定等
- (5) その他、重要な事項

第22条 運営委員会の定足数は、第19条第2項に定める構成員の2分の1とする。

第23条 運営委員会の議決は、出席構成員の過半数とする。

第11章 役員会

- 第24条 役員会は、全役員でこれを構成する。
- 2 役員会は、総会または運営委員会から付託された事項について企画立案するほか、会務全般を処理する。
 - 3 校長は、随時役員会に出席して意見を述べることができる。

第12章 常置委員会および特別委員会

- 第25条 この会に次の常置委員会を置き、それぞれの活動を行う。また、必要のある場合には、運営委員会は、特定の目的を明示した特別委員会をおくことができる。
- (1) 学級代表委員会
 - (2) 広報委員会
 - (3) 校外指導委員会
- 2 各常置委員会を構成する委員の定数・選出方法については、いずれも細則に定める。
 - 3 各常置委員会の委員は、その構成する委員から互選により委員長を1名、副委員長を1名以上選出する。
 - 4 各常置委員会の委員の任期は、原則として4月1日から翌年3月31日までとする。委員長は、その任期中はもとよりその任期終了後も、新たに選出された委員長等への引継ぎ等を誠実に行うものとする。
 - 5 各常置委員会の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 6 各常置委員会の委員は、他の委員を兼任することができない。ただし運営委員会の承認を受けて、特別委員会の委員を兼任することができる。

7 退会その他やむを得ない事由により常置委員会の委員が欠けたときは、保護者の会員の中から委員を選出して欠員を補充することができる。補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第26条 常置委員会の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 学級代表委員会

学級P T Aの企画・運営および学年学級相互の連絡調整に関するこ

(2) 広報委員会

広報誌の編集および発行

(3) 校外指導委員会

児童の安全の確保、子ども会（班）活動のとりまとめ、地域との交流に関するこ

第27条 この会が主催、もしくは協力する活動に参加する係をこの会におく。

2 係の定数およびその活動内容については、運営委員会が定める。

3 係は、各学級P T Aにおいて保護者の会員から選出する。

第13章 地域P T Aおよび学級P T A

第28条 この会の、円滑な運営のために地域P T A・学級P T Aをもち、この会の保護者の会員は地域P T A・学級P T Aの双方に所属する。

2 地域P T Aの企画・運営は、校外指導委員会があたる。

3 学級P T Aの企画・運営は、学級代表委員会があたる。

第14章 附則

第29条 この会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会で定めることができる。

第30条 本会が活動を行うために必要な個人情報の取得・利用・提供および管理については、「用賀小学校P T A 個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に定め、適正に運用するものとする。

第31条 本会の設立日は、昭和33年4月1日とする。本規約は、令和5年4月1日から施行する。

昭和44年	3月	改正
昭和47年	3月	一部改正
昭和52年	3月	一部改正
昭和53年	3月	一部改正
昭和57年	3月	一部改正
昭和63年	3月	一部改正
平成7年	3月	一部改正
平成11年12月		改正
平成16年	5月	一部改正
平成18年	5月	一部改正
平成20年	3月	一部改正
平成27年	3月	一部改正
平成29年	5月	一部改正
平成30年	3月	一部改正
平成31年	3月	改正
令和3年	3月	一部改正
令和5年	3月	改正

用賀小学校 P T A 細則

入会および退会

- 第1条 この会の入会の届出は、運営委員会の定める入会届出書または電磁的方法により、この会に提出して行うものとする。
- 第2条 この会の退会の届出は、退会する旨を記入して署名した書面または電磁的方法によりこの会に提出して行うものとし、提出日をこの会の退会日とする。

年会費

- 第3条 この会の年会費は、保護者の会員については一家庭あたり、教職員の会員については1名あたり、それぞれ2,000円とする。
- 2 会員は、前項の年会費を、毎年1回納入するものとする。
- 3 年度途中に会員が退会した場合、退会事由を問わず年会費の返還は行わない。

役員等および委員の選出

- 第4条 この会の保護者の役員および会計監査（以下「役員等」という。）の選出は、1～2月に各学級 P T A で役員候補者を選出し、互選会を経て運営委員会が推薦し、総会の承認を得て決定する。
- 2 各学級 P T A から役員候補者を選出する際、立候補者の場合1名以上、抽選の場合3名の候補者を選出する。
- 3 役員等および常置委員会の正副委員長・特別委員会の正副委員長は、任期後5年間すべての選出を、在籍するすべてのクラスで辞退することができる。
- 4 委員は、次年度に任期があるすべての役職を、在籍するすべてのクラスで辞退することができる。
- 5 学校教育充実のための支援委員会の正副代表は、任期後2年間すべての選出を、在籍するすべてのクラスで辞退することができる。
- 6 新年度の校外指導委員は、（第25条第6項）に定めるとおり他の委員と兼務できないため、児童の在籍するすべての学級 P T A における選出を辞退することができる。

- 第5条 学級代表委員会の委員の選出は、原則として4月上旬に行う。
- 2 学級代表委員は各学級PTAの保護者の会員の中から互選によって2名決める。
- 3 学級代表委員選出の管理は、前年の学級代表委員またはPTA副会長があたる。
- 第6条 広報委員会の委員の選出は、原則として4月上旬に行う。
- 2 広報委員会の委員はPTAの保護者の会員の中から選出することができる。
- 3 広報委員選出の管理は、前年の学級代表委員またはPTA副会長があたる。
- 第7条 校外指導委員会の委員は、地域PTAの組織（ブロック・子ども会（地区班））にもとづいて、PTAの役員候補者選出までに次の方法で選出し、新旧委員の引継ぎは3月末までに行う。
- 2 各ブロックに属する会員の互選によって1名の校外指導委員を決め、全ブロックの校外指導委員により校外指導委員会を構成する。
- 3 現年度の役員等、常置委員会および特別委員会の正副委員長は5年間、委員および学校教育充実のための支援委員会の正副代表は1年間地域PTAにおける校外指導委員の選出を辞退することができる。
- 第8条 各常置委員会および特別委員会の正副委員長は、委員の互選によって決める。
- 第9条 第4条第3項、第4条第4項、第4条第5項および第7条第3項の規定は本人の希望による再選出を妨げるものではない。

転出・退職・表彰・慶弔・その他

- 第9条 教職員の会員が転出・退任したときは、この会から記念品を贈呈することができる。ただし、記念品は3,000円を超えないものとする。
- 2 教職員の会員が退職したときまたはその功労が顕著なときは、この会として礼遇する。ただし、その礼遇の内容および費用は、運営委員会において協議するものとする。
- 3 教職員の会員が結婚したときは、この会から記念品を贈呈することができる。ただし、記念品は3,000円を超えないものとする。
- 第10条 会員または会員の配偶者が死亡したときは、この会から香典を送る。ただし、香典の金額は5,000円を超えないものとする。
- 2 会員以外の学校関係者が死亡したときは、この会から供花等をすることができる。ただし、その費用は役員会が定め、運営委員会に報告する。
- 3 本校に在籍する児童が死亡したときは、この会から香典を送る。ただし、香典の金額は役員会が定め、運営委員会に報告する。
- 第11条 年会費とは別に、PTAの活動にご賛同いただける保護者等より寄付を受けることができる。

改 定

第12条 この細則の改定は運営委員会の議決による。ただし、第3条の年会費に関する事項の改定は総会の議決を経なければならない。

令和元年11月9日改正
令和3年3月一部改正
令和4年3月一部改正
令和5年3月改正
令和6年11月一部改正